

## 違反建築物の事務処理要綱

(平成15年5月28日決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令並びに岐阜県建築基準条例（平成8年岐阜県条例第10号。以下「県条例」という。）の規定に違反した建築物及び建築物の敷地並びに工作物（以下「違反建築物」という。）に係る違反の是正等に関し必要な事項を定めることにより、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

### (事務処理上の原則)

第2条 違反建築物に関する事務においては、当該建築物の建築主、設計者、工事監理者、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）若しくは現場管理者又は当該違反建築物の所有者、管理者若しくは占有者（以下「違反者等」という。）に対して、違反の事実を十分に認識させるとともに、現場の状況を踏まえた是正指導等の必要な措置を講じなければならない。

### (調査及び記録)

第3条 違反建築物に関する投書若しくは通報があった場合又はパトロール等の巡回中に違反建築物を発見した場合には、違反（建築物・工作物）調査表（様式第1号）にその内容を記載するとともに、必要に応じて速やかに現地調査を行う。

- 2 現地調査に当たっては、法第13条第1項に規定する建築監視員証又は立入検査証を携帯するとともに、必要に応じて関係者の同行を要請する。
- 3 現地調査を行っても、なお違反の内容について不明確な事項がある場合には、違反者等に対して法第12条第5項の規定に基づく報告を求める。
- 4 違反建築物として摘発したものについては、様式第1号に是正指導の経過及び結果を記録する。

### (現場における措置及び是正指導)

第4条 市長は、法第6条第1項による確認済証（以下「確認済証」という。）が交付されている工事中の建築物に法第89条第1項の規定による工事現場における確認の表示（以下「確認の表示」という。）がない場合には、当該工事の施工者に対して通知書（様式第2号）を交付して確認の表示を指示する。

- 2 市長は、確認済証が交付されているか否かが判明しない工事中の建築物に法第89条第1項の規定による確認の表示がない場合には、当該工事の建築主及び施工者

に対して通知書（様式第3号）を交付して確認の表示又は来庁を指示する。

- 3 市長は、確認済証が交付されていない場合又は違反建築物であることが明らかである場合には、違反者等に対して通知書（様式第4号）を交付し、工事の施工を停止させるとともに、来庁を指示する。
- 4 市長又は法第9条の2に規定する建築監視員（以下「建築監視員」という。）は、緊急の必要があると認め、法第9条第7項の規定により仮の使用禁止又は使用制限の命令をしようとする場合には、建築物の使用禁止（使用制限）の命令書（様式第5号）を交付するとともに、必要に応じ使用禁止（様式第6号）の標識を現地に設置する。
- 5 市長又は建築監視員は、緊急の必要があると認め、法第9条第10項の規定により工事施工停止の命令をしようとする場合には、工事施工停止の命令書（様式第7号）を交付するとともに、必要に応じ工事停止（様式第8号）の標識を現地に設置する。
- 6 違反者等が来庁した場合には、法第12条第6項の規定により事情聴取を行い、その結果を記録するとともに、必要に応じて同条第5項の規定により施工の状況又は是正の計画に関する報告書の提出を求めて違反の是正を指導する。
- 7 違反の是正のための措置が完了した場合には、必要に応じて現地の確認を行うとともに、今後とも常時適法な状態に維持するように指導する。
- 8 是正措置の結果、当該建築物の敷地、構造、建築設備又は用途が確認済証の内容と異なる場合（軽微なものを除く。）においては、法第6条第1項の規定により再度確認申請をするよう指示する。

（命令及び意見の聴取等）

第5条 市長は、建築監視員の口頭による指示及び是正指導にもかかわらず当該違反が速やかに是正されない場合には、違反者等に対して是正勧告書（様式第9号）を交付する。

- 2 市長は、是正勧告書を交付してもなお是正が行われなため、法第9条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置をとることを命令しようとする場合には、同条第2項の規定により、あらかじめ、是正措置命令通知書（様式第10号）を交付する。
- 3 市長は、法第9条第3項又は第8項の規定により、公開による意見の聴取を行うことの請求があった場合には、各務原市建築基準法に基づく意見の聴取規則（平成

15年規則第19号)により処理する。

4 市長は、前項の公開による意見の聴取の結果、命令しようとする措置が妥当であると認められた場合若しくは法第9条第7項の規定により仮にした命令が不当でないと認められた場合又は意見の聴取の請求がなかった場合には、法第9条第1項の規定により、是正命令書(様式第11号)を交付する。

5 市長は、法第9条第1項の規定による命令をしようとする場合には、必要に応じて次条第1項の規定に基づき、関係事業者に対して電気又は水道の供給の保留を要請する。

6 市長は、法第9条第1項又は第10項の規定による是正命令書を交付した場合には、法第9条第13項の規定により、建築基準法による命令の公告(様式第12号)の標識を設置するとともに、各務原市公告式条例(昭和38年条例第2号)の手続を行う。

(違反建築物等に係る電気又は水道の供給保留)

第6条 市長は、電力事業者又は市水道部(以下「事業者」という。)に対して違反建築物に係る電気又は水道の供給申込みに対する承諾の保留(以下「供給留保」という。)を要請する場合には、電気(水道)供給の承諾保留の要請書(様式第13号)を送付する。

2 市長は、違反建築物が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、事業者に対して供給保留を要請してはならない。

(1) 当該建築物の使用が可能になることにより、将来にわたり違反状態が是正されなくなることが見込まれること。

(2) 当該建築物が使用されていないこと。

(3) 供給申込みの承諾がなされていないこと。

(4) 法第9条第1項の規定による命令をする者に対するものであること。

3 市長は、事業者に対して供給保留を要請する場合には、法第9条第1項の規定により交付する是正命令書及び同条第13項の規定により設置する命令の公告の標識に供給保留を要請した旨を明記する。

4 市長は、緊急の必要があると認め、事業者に対して供給保留を要請する旨を予告する場合には、電気(水道)供給の承諾保留の要請予告書(様式第14号)を送付する。

5 市長は、事業者により要請に基づく供給保留の措置がなされている場合には、事

業者に対して当該違反建築物に関する経過その他の情報を随時連絡調整を図る。

- 6 市長は、事業者により要請に基づく供給保留の措置がなされている場合で、是正措置の結果、供給を保留する必要がなくなった場合には、事業者に対してその旨を直ちに電話等で連絡するとともに、電気（水道）供給の承諾保留の要請解除通知書（様式第15号）を送付する。

（命令の解除）

- 第7条 市長は、法第9条第1項、第7項又は第10項の規定による命令をした場合において、その命令を解除する必要があるときは、違反者等に対して違反建築物の是正措置命令解除通知書（様式第16号）を交付する。

（違反建築物の設計者等に対する措置）

- 第8条 市長は、違反建築物の設計者、工事監理者又は工事の請負人等が市の指名業者である場合には、建築指導課長を通じて、市関係部局に対して当該違反に関する情報を通知する。

- 2 市長は、法第9条第1項又は第10項の規定による命令をし、かつ、当該違反建築物の設計者、工事監理者、工事の請負人等について、法第9条の3第1項の規定により、これらの者を監督する国土交通大臣又は岐阜県知事に違反建築物の設計者等の通知書（様式第17号）を送付する。

（告発）

- 第9条 市長又は建築監視員は、告発の必要があると認めるときは、違反建築物の告発事務処理要領（昭和46年1月23日付け建設省住指発第29号）及び違反建築物の告発事務処理要領について（昭和46年2月2日付け警察庁丁安第37号）に基づき、各務原警察署長に対してこれを行う。

（関係機関との連携）

- 第10条 市長は、違反建築物の是正等のための事務処理に際しては、県関係部局、各務原市消防長、所轄消防署長その他の関係機関との密接な連携を図る。

- 2 建築監視員は、法第9条第7項の規定による仮の命令又は同条第10項の規定による命令をした場合には、速やかに市長にその旨を報告する。

（文書の交付及び送達）

- 第11条 第4条又は第5条の規定による通知書、勧告書又は命令書を交付するときは、原則として当該文書を直接相手方に手渡すとともに、受領書（様式第18号）を徴する。

2 前号に規定する文書の交付に際して直接相手に手渡すことができない場合には、当該現場の見やすい場所に貼付し、写真撮影をしておくとともに、必要に応じて配達証明郵便により送付する。

(違反工作物への準用)

第12条 法若しくはこれに基づく命令又は条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した工作物に係る違反是正等のための事務処理については、第2条から第11条まで及び第13条の規定を準用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、法令その他関係規定の定めるところにより処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月17日決裁)

この要綱は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成16年法律第67号)の施行の日から施行する。

違反(建築物・工作物)調査表

保存期間	年	年 月 まで	決 裁 欄			
受付日時		年 月 日				
午前・午後		時 分				
通報者	住所		来庁・電話・その他 ( )			
	氏名	TEL - -	受付者氏名			
内容						
当初調査年月日		年 月 日	調査員氏名			
建築主 住所・氏名		TEL - -				
敷地の地名地番						
設計者 住所・氏名 1級・2級・木 登録番号		( ) 登録第	号	TEL - -		
工事監理者 住所・氏名 1級・2級・木 登録番号		( ) 登録第	号	TEL - -		
工事請負人 住所・氏名 建設業 登録番号		( ) 第	号	TEL - -		
敷地概要	都市計画の区分	市街化区域・市街化調整区域	法22条地域	内・外		
	用途地域		防火地域	防火地域・準防火地域・指定無し		
建築物の概要	当該建物	用途	構造	階数		
		建築面積	m <sup>2</sup> 延べ面積	m <sup>2</sup> 工程		
	既設建物	用途	構造	階数		
		建築面積	m <sup>2</sup> 延べ面積	m <sup>2</sup>		
	建築物全体	敷地面積	m <sup>2</sup> 道路幅員	m	工事種別	
		建築面積	m <sup>2</sup> 建ぺい率	%	許容建ぺい率	%
		延べ面積	m <sup>2</sup> 容積率	%	許容容積率	%
着工年月日		年 月 日				
違反事項	抵触法令条項	違反の事実				

様式第1号(その2)(第3条関係)

年 月 日	指 導 内 容
当初調査日 年 月 日	
指導後の状況	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

通 知 書

あなたが、工事中の建築物に、建築基準法第八十九条第一項の規定による「確認の表示」をしてください。

この表示をしない場合には、罰則が適用されることがありますので注意してください。

年 月 日

各務原市都市建設部建築指導課

工事施工者 様

各務原市那加桜町一丁目六十九番地

電話 ○五八三―八三―一一一

内線



通 知 書

本建築物が、建築基準法による確認済みの場合は、同法第八十九条第一項の規定による「確認の表示」をしてください。

確認がなされていない場合は、  
年 月 日の

時に各務原市都市建設部建築指導課まで来庁願います。

年 月 日

建築主様  
工事施工者様

各務原市都市建設部建築指導課

各務原市那加桜町一丁目六十九番地

電話 ○五八三―八三―一一一

内線

通 知 書

本建築物は、建築基準法に違反しているので、直ちに工事  
の施工を停止するとともに、

年 月 日の

時 分に各務原市都市建設部建築指導課まで来庁

願います。

年 月 日

建 築 主 様  
工 事 施 工 者 様

各務原市都市建設部建築指導課

各務原市那加桜町一丁目六十九番地

電話 ○五八三―八三―一一一

内線

建築物の使用禁止（使用制限）の命令書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

各務原市長 印

次の建築物は、建築基準法に違反しているので、同条第9条第7項の規定により、違反が是正されるまでの期間、建築物の使用禁止（使用制限）を仮に命令します。

- 1 建築物の位置  
岐阜県各務原市
- 2 建築物の表示  
用 途  
構 造
- 3 使用禁止（使用制限）の理由

（教示）

この通知書の交付を受けたものは、建築基準法第9条第8項の規定に基づき、その交付を受けた日から3日以内に特定行政庁（各務原市長）に対して公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。  
（担当課：都市建設部建築指導課）

本建築物は、建築基準法に違反しているため、

# 使用禁止

年 月 日 各務原市都市建設部建築指導課

（注）これに従わない場合は、建築基準法の規定により、  
相当の処分をすることがあります。

工事施工停止の命令書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

各務原市長 印

次の建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第9条第10項の規定により、違反が是正されるまでの期間、工事の施工の停止を命令します。

- 1 建築物の位置  
岐阜県各務原市
- 2 建築物の表示  
用 途  
構 造
- 3 建築主の住所・氏名  
住 所  
氏 名
- 4 工事施工者の住所・氏名  
住 所  
氏 名
- 5 工事施工停止の理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、建築基準法第9条第4項の規定により各務原市建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

本建築物は、建築基準法に違反しているため、

# 工事停止

年 月 日 各務原市都市建設部建築指導課

（注）これに従わない場合は、建築基準法の規定により、  
相当の処分をすることがあります。

是正勧告書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

各務原市長 印

次の建築物は、建築基準法の規定に適合しないので是正するよう既に指示したところですが、いまだに是正されていないので直ちに是正の措置をとるように勧告します。

なお、この勧告に従わない場合は、建築基準法の規定による措置を講ずることがありますので申し添えます。

1 建築物の位置

岐阜県各務原市

2 違反内容（条項）

3 勧告する措置

是正措置命令通知書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

各務原市長 印

次の建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第9条第1項の規定により、当該建築物の違反を是正するための措置を講ずることになりますから、同条第2項の規定によりあらかじめ通知します。

- 1 建築物の位置  
岐阜県各務原市
- 2 建築物の表示  
用 途  
構 造
- 3 命じようとする措置
- 4 措置を決定した理由

（教示）

この通知書の交付を受けたものは、建築基準法第9条第3項の規定に基づき、その交付を受けた日から3日以内に特定行政庁（各務原市）に対して公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

（担当：都市建設部建築指導課）



是正命令書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

各務原市長 印

次の建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第9条第1項の規定により、当該建築物の違反を是正するための必要な措置を命令します。

1 建築物の位置

岐阜県各務原市

2 建築物の表示

用 途  
構 造

3 命令する措置

4 措置を決定した理由

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、建築基準法第9条第1項の規定により各務原市建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 建築基準法による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者の氏名

この建築物は、建築基準法に違反しているので、次の措置を命じます。

(注1)この標識を毀棄したものは、公文書毀棄罪で罰せられます。

(注2)この命令に違反して、この建築物の工事を行った者は罰せられます。

(注3)この建築物は、行政代執行により取り壊されることがあります。

(注4)電気・水道の供給を留保するよう電気事業者等に通知してあります。

年 月 日

特定行政庁 各務原市長

電気（水道）供給の承諾保留の要請書

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

印

次の建築物は建築基準法に違反しているので、電気（水道）の供給申込みに対する承諾の保留を要請します。

建築基準法第9条 による命令の日		年 月 日	居住をしていない ことを確認した日		年 月 日
建 築 物	所在地	岐阜県各務原市			
	構造 規模	造	地上 地下	階 階	延べ面積 m <sup>2</sup>
	用途				
建 築 主	住所	電話（ ） —			
	氏名 (名称・氏名)				
工 事 施 工 者	住所	電話（ ） —			
	氏名 (名称・氏名)				
違反の内容					
命令後における 特定行政庁の方針					
事前通知		日付	年 月 日	方法	予告書・口頭
担 当 者		都市建設部建築指導課 電話（ ） — 担当係員 内線（ ）			

電気（水道）供給の承諾保留の要請予告書

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

印

次の建築物は建築基準法に違反しているので、電気（水道）の供給申込みに対する承諾の保留を要請する予定です。

建築物	所在地	岐阜県各務原市			
	構造 規模	造	地上 地下	階 階	延べ面積 ㎡
	用途				
建築主	住所	電話（ ） —			
	氏名 (名称・氏名)				
工事施工者	住所	電話（ ） —			
	氏名 (名称・氏名)				
担当者	都市建設部建築指導課 担当係員	電話（ ） 内線（ ）	—		

電気(水道)供給の承諾保留の要請解除通知書

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

印

次の建築物は建築基準法違反が是正されたので、電気(水道)の供給申込みに対する承諾の保留を解除してください。

要 請 日		年 月 日	要 請 番 号	第 号
建 築 物	所 在 地	岐阜県各務原市		
	構 造 規 模	造	地上 階 地下 階	延べ面積 m <sup>2</sup>
	用 途			
建 築 主	住 所	電話 ( ) —		
	氏 名 (名称・氏名)			
是正措置完了日		年 月 日		
是 正 の 概 要				
備 考				
担 当 者		都市建設部建築指導課 電話 ( ) — 担当係員 内線 ( )		

違反建築物の是正措置命令解除通知書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

各務原市長 印

次の建築物について、 年 月 日付け 第 号により、違反を  
是正するための必要な措置を命令していたところですが、今般、当該建築物は、建築基準法の規  
定に適合したものと認めたので、これを解除します。

1 建築物の位置

岐阜県各務原市

2 建築物の表示

用 途

構 造

違反建築物の設計者等の通知書

第 号  
年 月 日

国土交通大臣  
岐阜県知事 様

各務原市長 印

建築基準法第9条の3第1項の規定により、次のとおり、違反建築物に関与した設計者等を通知します。

設計者 住所・氏名 1級・2級・木 登録番号		( ) 登録第	号 電話 ( )	—	
工事監理者 住所・氏名 1級・2級・木 登録番号		( ) 登録第	号 電話 ( )	—	
工事請負人 住所・氏名 建設業 登録番号		( ) 第	号 電話 ( )	—	
建築主 住所 氏名			電話 ( )	—	
敷地の地名地番					
敷地概要	都市計画の区分	市街化区域・市街化調整区域	法22条地域	内・外	
	用途地域		防火地域	防火地域・準防火地域・指定無し	
建築物の概要	当該建築物	用途	構造	階数	
		建築面積	延べ面積	工程	
	既設建築物	用途	構造	階数	
		建築面積	延べ面積		
	建築物全体	敷地面積	道路幅員	工事種別	
		建築面積	建ぺい率	許容建ぺい率	%
延べ面積		容積率	許容容積率	%	
着工年月日		年	月	日	
建築確認	確認年月日	年 月 日	確認番号	第 号 / なし	

様式第17号(その2)(第8条関係)

違反事実の概要	抵触法令条項	違反内容
命令をするまでの経緯及び講じた措置	年 月 日	

- \*添付書類
- 1 命令処理写し
  - 2 関係写真



様式第18号（第11条関係）

受領書

年 月 日

（宛先）各務原市長

受領者 住所  
氏名

印

年 月 日付け  
築基準法第9条第 項による)

建第 号をもって、私あてに交付されました(建  
を受領しました。